

動物愛護週間特集 9月20日～26日 人と動物が共に生きるために

兵庫県動物愛護センター

龍野支所(☎63・5146)

ペットとコロナ

新型コロナウイルス感染症の流行が長引き、生活への影響が続いています。その影響は、ペット動物にも出ていることをご存じでしょうか。

新型コロナウイルス感染症が流行し始めた昨年、新たに犬や猫を飼い始めた人が例年比で増加しています。理由として、在宅時間が増加したこと、遠くへ外出ができず近くのペットショップに足を運ぶ機会が増えたこと、ペット動物に癒やしを求めて、などが挙げられています。その一方で、経済状況の悪化からペットを飼い続けることが難しくなるケースも出てきています。

ペットを飼うことは、動物の命を預かること。時間も費用もかかります。10年20年と、ペットとの生活は続きます。新型コロナウイルス感染症に大

きく影響を受けた生活も、変化していくでしょう。飼う前によく考えることが大切です。



飼う前に考えること

飼う前に考えてほしいことがあります。ペットは私たちの暮らしに癒やしや安らぎを与えてくれます。しかし、楽しいことばかりではありません。ペットを飼いたいと思っ



☐今の住居はペットが飼える環境ですか？

☐飼いたいペットはあなたのライフスタイルに合っていますか？

☐家族みんなが賛成していますか？協力して世話ができますか？

☐家族に動物アレルギーの人はいますか？世話ができる体力はありますか？

☐毎日欠かさず世話に時間と手間をかけられますか？ペットに安全で快適な環境を用意できますか？

☐近隣に迷惑をかけるようにできませんか？
☐ペットの一生に必要な費用を考えてみませんか？

☐ペットの寿命、高齢になった時の世話について考えていますか？

☐飼い主の病気や災害時など、万が一飼えなくなった時のことを考えていますか？

ペットショップなどに行く時、犬や猫以外の様々な種類の動物を見かけることがあります。飼育するには、それぞれの動物に適した環境を整えてあげなくてはなりません。病気になった時のことを考えて、その動物を診察できる病院も探しておく必要があります。飼う前に、しっかり調べましょう。

正しい飼い方って？

動物愛護センターには、主に犬や猫に関する多くの相談が寄せられます。ペットを飼うと決めた方、すでに飼っている方は、ペットが地域社会に受け入れられ、健康と安全が守られて生活できるようにしましょう。

犬を飼っている方へ

【鳴き声】

犬に関する相談で多いのが鳴き声に関するものです。

「近所の犬が吠えて眠れない」といった内容の相談が寄せられます。犬が頻繁に吠える、周囲の人にとっては迷惑となる場合があります。吠える理由は様々ですが、その理由を

見極めて原因から対処することが大切です。しつけが必要な場合は、訓練士に相談することも考えてみましょう。



【糞の放置】

自宅の前やよく通る道などで見かける糞の放置。毎日このような状況であれば誰でも不快に感じるでしょう。

「糞の放置」は県の条例に違反する行為です。排泄は家で済ませるか、外で糞をした場合は必ず持ち帰るようにしましょう。

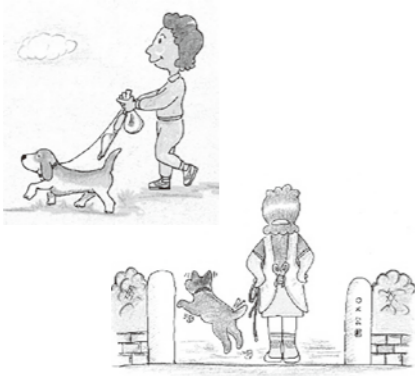
また、飼育場所で排泄した場合、すぐに片づけて衛生的な環境を保ちましょう。



【放し飼い・ノーリード】

放し飼いや、リードをつけずに散歩することも、県の条例に違反しています。「周りに人がいないから」「うちの犬は絶対逃げないから」と、リードを放すことはやめましょう。万が一逃げてしまったり、人に噛みついてしまったりした場合、取り返しがつかないこともあります。

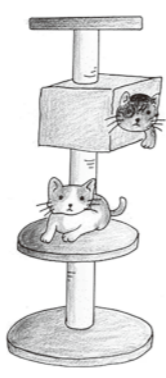
散歩は、犬の行動を確実に制御できる人がリードを持って行うようにしましょう。



猫を飼っている方へ

猫は屋内で飼い、交通事故、争いによるケガ、感染症から守りましょう。上下運動できる場所、ゆつくりと休める寝床、爪とぎやおもちゃを用意

するなど環境を整えることにより、屋内でもストレスなく快適に暮らすことができます。屋内飼育をすることで、糞尿、近隣の庭への被害、鳴き声などにより周囲の人に迷惑をかけることも防ぐことができます。



【無責任な餌やり】

「かわいい」、「かわいそう」といって、飼い主のいない猫へ無責任に餌だけを与える行為は本当に猫にとって良いことでしょうか。糞尿により地域の生活環境の問題が発生するおそれがあります。また、不妊手術がされていないと、一頭の雌猫から子猫が生まれ、一年後には二十頭以上に増えることもあります。その全頭に対して責任が持てるのか、よく考えましょう。



犬又は猫を飼っている方へ

【不妊手術】

犬や猫の頭数が増えて管理できる範囲を超えないよう、不妊手術をしましょう。病気の予防やストレスの軽減、マーキング行為の減少にもなります。犬や猫以外の動物であっても、むやみに繁殖して世話をしきれなくなる可能性があります。しましょう。



【所有者明示】

万が一逃げてしまった時や、災害時、所有者明示をしておくことが大切です。

犬であれば、鑑札・狂犬病予防注射済票を首輪等に付けておきましょう。また、迷子札やマイクロチップ等でも所有者明示をしておきましょう。猫であつても開いた窓やドアから

逃げてしまうこともあります。犬と同様、首輪を着け、迷子札、マイクロチップ等での所有者明示をお願いします。

【ペットが迷子になったら】

すぐに管轄の動物愛護センターと警察署に連絡してください。

動物愛護センター 龍野支所
☎63・5146
たつの警察署 会計課
☎63・0110

犬の登録・注射がお済みでない方へ

狂犬病予防法により、生後91日以上の犬の所有者は、登録をすることが義務付けられています。犬の登録時に交付する「鑑札」は、市外への転出等がない限り生涯に一度の交付となりますので、なくさないよう注意してください。

また、生後91日以上犬の所有者は、毎年1回の狂犬病予防注射を受けさせることが義務付けられています。

予防注射を怠った場合には20万円以下の罰金となる場合があります。もし、未接種の犬

が咬傷事故などを起こした場合、飼い主の責任が問われますので、室内犬・屋外犬に関わらず、年に一度の予防注射をお願いします。

なお、予防注射を受けた際には、必ず「狂犬病予防注射済票」の交付を受けてください。

鑑札、注射済票は、迷い犬の飼い主を探す手掛かりとなりますので、必ず首輪等につけておきましょう。



たつの市役所 環境課
☎64・3150